◎調達機関番号　018　◎所在地番号　03

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　志戸前川地区直轄地すべり防止工事

⑶　工事場所　岩手県岩手郡雫石町御明神大地沢地内

⑷　工事内容　排水トンネル工　950.0m

⑸　工期　令和10年３月15日まで。

⑹　本工事は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事である。

　また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し審査する施工体制確認型総合評価落札方式及び低入札価格調査制度対象工事で厳格な調査を実施する特別重点調査の適用工事である。

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は特定建設工事共同企業体を活用する対象工事である。

⑼　本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和６年８月31日（工事着手日の前日）まで余裕期間を見込んだ工事である。

　なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

　また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

⑽　本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

　ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

⑾　本工事は、週休２日を促進するため、現場閉所による週休２日（４週８休）に取り組むことを前提として、直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事である。契約締結後、工事着手前に週休２日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年３月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定（以下「工事成績評定」という。）において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休２日の取組実績証明書」を発行する。なお、現場閉所等の達成状況が４週８休以上でない場合は、現場閉所等の状況に応じて請負代金額変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。

⑿　本工事は、令和６年度国有林野事業の工事における技術提案資料等の簡素化対象工事である。

⒀　本工事は、熱中症対策に資する現場管理の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。

⒁　本工事は、令和６年度賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⒂　本工事は、ＩＣＴ技術の活用を図るため、受注者の希望により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来型管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事（施工者希望型）である。

⒃　本工事は、入札参加を希望する者から予定価格の算定に必要な項目について見積書の提出を求め、その見積価格を予定価格作成のための参考とする「見積活用方式」の試行工事である。見積り結果によっては公告内容が変更となる場合があるため、その場合には変更公告等により通知する。採用した見積単価（歩掛、材料単価、機械経費等）については、令和６年５月22日に電子メールにより配布を行う。

　なお、見積り対象項目等の詳細については入札説明書による。

2　競争参加資格要件等

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体であること。

　なお、特定建設工事共同企業体として本競争に参加を希望する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格の認定を受けていること。

⑵　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑶　東北森林管理局における令和５・６年度一般競争参加資格の「土木一式工事」に係る経営に関する客観的事項の総合評点（客観点数）が1,150点以上であること。

　なお、特定建設工事共同企業体として本競争に参加を希望する場合の代表者にあっては、上記点数が1,150点以上、構成員にあっては1,000点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成21年４月１日以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあっては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。

　特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

　同種工事：地すべり防止工事であること。

⑹　次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。

　ただし、監理技術者にあっては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に掲げるウ（※監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者等である旨の規定）を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、２現場を限度として兼務できることとする。

　また、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

ア　１級若しくは２級土木施工管理技士の資格を有する者又は、次のいずれかに該当する者。

・　１級建設機械施工技士の資格を有する者。

・　技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は建設部門又は農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」、「農業―農業農村工学」、又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

・　これらと同等の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ　平成21年４月１日以降に、上記⑸に掲げる同種の工事経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

　なお、各森林管理局・署等発注の工事でかつ、工事成績評定を受けている工事にあっては、その評定点が65点未満のものは実績と認めない。

ウ　監理技術者が必要となる工事にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

エ　主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書の受付日以前に３ヶ月以上ある者。